

令和4年度 第2回 新潟市国民健康保険運営協議会			
日時	令和4年12月21日(水) 午後1時30分～午後2時45分		
場所	白山会館1階 芙蓉の間		
出席委員 (15名)	山崎 光子	出席委員	浦野 正美
	藤田 清明		岡田 潔
	菊地 利明		荒井 節男
	五十嵐 紀子		田中 博子
	井上 達也		和田 司
	金口 忠司		本間 雄一
	山田 喜孝	欠席委員 (3名)	國井 洋子
	中村 節子		本田 秀明
	平野 道雄		庭山 義彦
会議出席 事務局職員	職・氏名		職・氏名
	福祉部長	佐久間 なおみ	
	保険年金課長	小関 洋	
	保険年金課長補佐	加藤 俊郎	
	その他保険年金課職員		
議題	令和5年度国民健康保険料率について		

令和4年度 第2回 新潟市国民健康保険運営協議会 会議録

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回新潟市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>前回6月に開催しました第1回運営協議会の後、1名の委員の異動がありましたのでご紹介いたします。お手元にお配りしました委員名簿をご覧ください。</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員の「橋本 謹也委員」の後任に「岡田 潔委員」を委嘱させていただきました。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ここで、本日の出席状況につきましてご報告いたします。本日は、國井委員、本田委員、庭山委員の3名がご都合によりご欠席でございます。</p> <p>現在18名の委員のうち、本日は15名の方からご出席いただいておりますので、新潟市国民健康保険条例施行規則に定めます会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、市長に代わり福祉部長の佐久間より「新潟市国民健康保険料率の検討について」諮問させていただきます。</p>
福祉部長	<p>皆様、本日は年末のお忙しい中、お足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。また、日頃から本市の国民健康保険の運営にご指導、ご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。早速ですが、市長に代わりまして諮問書を読み上げさせていただきます。</p> <p>&lt;諮問書読み上げ&gt;</p>
事務局	<p>皆様にも、ただ今の諮問書の写しを配布いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。会議中にご発言をされる際は、マイクをお持ちいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>ここからの議事進行は、山崎会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>

<p>山崎会長</p>	<p>今ほど、諮問を受けましたので、当協議会といたしましては、慎重な審議を行い、答申案をまとめたいと思います。</p> <p>審議の進め方についてですが、昨年度同様に、本日のうちに皆様のお考えを一度確認させていただき、答申案を作成できるよう準備を進めたいと思っています。</p> <p>この後、事務局からの説明を受けて課題や論点を整理し、最後に現時点での皆様のご意見をお一人ずつ聞かせていただきます。</p> <p>そのご意見を基に私の方で答申案を作成しまして、次回1月の運営協議会では本算定結果による収支見通しの説明を受けた上で、答申案の修正を行い、確定させていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。はい、よろしいですか。</p> <p>それでは、議題「令和5年度国民健康保険料率の検討について」です。諮問事項の審議を行うにあたり、資料1と資料2がありますが、まず資料1について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>それでは、資料1により、ご説明します。</p> <p>はじめに、「1 国民健康保険制度のしくみと現行保険料率」です。</p> <p>図は国保の財政の仕組みとなります。平成30年度の国保制度改革による県単位化により、県も保険者として財政運営の責任主体となっています。</p> <p>具体的に、矢印に沿って見ていただきますと、</p> <p>まず①では、県が県全体の医療費の保険者負担分である保険給付費を見込み、各市町村の納付金を毎年度決定します。</p> <p>11月に仮算定が通知され、翌年1月の月上旬に本算定が通知されます。これをもう少しイメージ化したものが、その下の図となります。</p> <p>右側が県の国保会計のイメージです。</p> <p>県は支出として、県全体の保険給付費を見込み、収入として、公費である国からの交付金などを差し引いて、必要な納付金総額が算出されます。</p>

これを、各市町村の被保険者数や所得総額などから按分し、各市町村の納付金を決定します。

上の表に戻りまして、次に②ですが、本市は県から示された納付金を賄うための保険料率を設定し、保険料を賦課します。

下の表が現行の保険料率です。昨年度の答申を受けて、前年度から据置きましたが、結果的に、令和元年度以降、毎年据置きを続けています。

世帯あたりの保険料は平均で15万円程度になります。

一番上の図に戻りまして、

①②の後は、③として、被保険者から保険料を納付していただき、

④、市は保険料などを財源として、県納付金を納めます。

⑤、県は市町村からの納付金や国庫負担金などを財源として、各市町村へ保険給付費等交付金を交付します。

⑥、市は県からの交付金をもとに、医療機関への支払いを行います。

保険給付費については、県から全額が交付されることや、当該年度の納付金は保険給付費の増減による影響を受けないことにより、単年度で見ると市の財政運営は安定することになります。

次に、裏面の2ページ、「2 本市における国保の状況及び新型コロナウイルスの影響」です。

まず、上段の図のうち、①は、1人当たりの医療給付費の推移です。令和2年度は、コロナによる受診控えの影響により、低下しましたが、高齢化や医療の高度化により、令和3年度以降は増加傾向となっています。

その下の②は、国保の被保険者数の推移です。75歳になり、国保から後期高齢者医療保険へ移行する方が増加するなど減少傾向となっています。

次に、その下の図のうち、③は、保険料収納率です。令和2年3年度は、コロナに伴い、前年に比べて収入が3割以上、下がる見込みの被保険者に対して、保険料減免を実施した効果などから、収納率が上昇しました。令和4年5年度も同程度を想定しています。

その下の④は、基礎控除後の基準総所得は、被保険者数の減少や、経済状況から徐々に減少しています。

このような状況から、次の「3 令和3.4年度の収支状況見込み」ですが、令和3年度の国保財政は、コロナに伴う保険料減免の効果もあり、保険料収納率が上昇したことや、国による減免額の全額補填もあり、表の一番下の実質収支のとおり、約3億円の实質黒字となりました。

また、令和4年度は、昨年度の当協議会の審議結果を受けて、当初予算で約2億9,000万円の基金取崩しとされていますが、引続き、保険料減免を実施し、全額が国費で補填されますので、現時点では、少なくとも、2億9,000万円以上に基金を取り崩すことはない見通しです。

このように、現在のところ、国保財政はコロナの影響を大きく受けていませんが、国保世帯の所得は減少しており、保険料収入も年々低下している状況にはあります。

次に、「4 国民健康保険事業財政調整基金の保有額」です。

記載のとおり、令和3年度末の保有額は約30億円でした。令和4年度の当初予算では、収支不足が見込まれたため、取崩額を約2.9億円計上しています。

次に、3ページ「5 令和5年度 国民健康保険事業会計の収支見込み」、「(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果」です。先ほどご説明した1ページのフロー図のうち、①の矢印に当たるものです。

では、戻りまして、記載の表のうち、「R4確定」が、令和4年度の確定済の納付金額、「R5仮算定」が、この度、県から示された令和5年度の納付金額です。医療分、後期高齢者医療制度への支援分、介護保険制度分を合わせて、約170億円となりますが、令和4年度と比較しますと、「増減」の合計欄の丸囲みのように、約8.2億万円減少しております。

これについて、県からの説明によりますと、国や県も本市の被保険者数が減少することを見込んだことが大きな要因とされていますが、これに加えて、新潟県が他県よりも高齢者割合が増加していることに伴い、国などから県に入る公費、具体的には65歳以上の医療給付に対する交付金が増加したことで、

本市を含めた県内各市町村の納付金が減少する要因となりました。ただし、県からの説明では、国の予算の関係や、後期高齢者医療の医療費動向などもあり、令和6年度以降も継続的に納付金が減少するかは、分からないということでした。納付金は1年ごとに見込むものであり、将来的な見込みは行うことができないものとなります。

次に、「(2) 令和5年度 収支見込み」をご覧ください。仮算定による納付金額と、現行の保険料率などを用いて算出した結果、令和5年度は、丸囲みの箇所ですが、約1.1億円の黒字が見込まれます。これは、納付金が減少したことで、収支が改善し、現行保険料率による保険料収入で納付金を納めることができる見込みというものです。

ただし、納付金額は、あくまでも仮算定であり、国や県からは、直近の医療費の推移などを踏まえて、1月上旬に本算定が提示されます。例年、本算定額は仮算定額から変動するため、今回の約1.1億円という収支見込み額も変動する可能性が高いと考えられます。

次が「(3) 令和5年度 収支見込内訳」ですが、令和4年度予算と令和5年度見込みを比較した表となります。

左側が歳入、右側が歳出となっています。

①の囲みのところですが、右側の歳出が保険給付費であり、一番右側が「R5 - R4」とあり「△18」と記載しています。これは、令和5年度から4年度を差引いた保険給付費は18億円減少するというものであり、左側の歳入の県支出金も連動して16億円減少しています。市が医療機関へ支払う保険給付費は全額が県からの交付金で賄われますが、令和5年度は、被保険者数の減少により、保険給付費が約18億円減少見込みのため、県からの交付金も連動して減少するというものです。なお、県支出金は健康づくりや特定健診といった保健事業にあたる補助金なども含まれるため、保険給付費の増減額とは一致していません。

そして、②の囲みの右側、歳出の納付金は、先ほど説明した通り約8億円減少したため、△8億円と記載しています。一方、この財源として、保険料を確保する必要がありますが、被保険

者数などが減少する見込みであることから、保険料は4億円の減少が見込まれます。

また、一般会計繰入他64億円とありますが、低所得の方に保険料を7割5割2割の法定軽減した額について、国や県から一般会計に補填されるお金を国保会計に繰入れるものなど、法令に基づく繰入額も納付金の原資となります。

③は基金の取崩しですが、令和4年度は収支不足分の3億円。具体的には約2.9億円の基金を取り崩すことで予算編成をしたものです。

そして、表の下の段の④ですが、令和5年度の歳入合計710億円から歳出709億円を差し引くと、令和5年度は、約1億円。具体的には約1.1億円の黒字が見込まれるというものです。

では、次のページ「6 令和5年度 国民健康保険料率の検討について」です。収支見込の1億1,000万円の黒字をどう扱うかの検討となります。

最初に(1)料率検討のパターンですが、据置き、引下げの2つの方法が考えられ、それぞれメリットとデメリットがあります。

このうち、「据置き」は、メリットとして、1.1億円の黒字を使わないことで、今後の収支不足に備えることができます。デメリットとしては、被保険者の負担軽減ができないということになります。

「引下げ」のメリットとしては、被保険者の負担が軽減することであり、デメリットとしては、引下げた料率を今後も使うことで、保険料収入の減少が固定化することとなります。

なお、収支黒字が見込まれる中、料率の「引上げ」は考えにくいため、省略しました。

次に、「(2)検討方法」です。

まず、「①令和5年度 収支状況」は、約1.1億円の黒字が見込まれます。

次に、「②基金の状況」は、令和4年度末残高は約27.5億円の見込みです。なお、2ページ目にありますように、令和3年度決算の黒字が約3億円あるため、残高はおよそ30億円

程度になる可能性があります。

そして、「③今後見込まれる状況」ですが、右側のグラフは、「70歳から74歳の被保険者数と75歳以上人口の推計」となります。70から74歳は、医療費の本人負担が通常の3割から2割に軽減されます。これにより、保険者である市の負担が7割から8割に増えるため、他の世代よりも、医療給付費が高くなります。

また、現在の70代前半の方は、いわゆる「団塊の世代」にあたり、その人数も、他の年代よりも特に多いことから、国保会計の収支も厳しくなると見込んでおります。

棒グラフのとおり、70歳代の人数は、令和2年3年度に最も多くなり、その後、減少していきませんが、団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する令和6年度までは、収支が厳しいと見込んでおります。

一方で、折れ線グラフは75歳以上の人数です。国保とは逆に、団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療保険に加入することで、後期の被保険者は年々増加しており、その医療費の増加も懸念されています。

国保の保険料においては、1ページの一番下にある現行保険料の表にもありますように、後期支援分は、後期高齢者医療保険への支援金、介護分は、介護保険への支援金となっており、国保の医療分と合わせて、納付金として県へ納める必要があります。今後はこの後期支援分と介護分に係る納付金の増加が考えられます。このため、令和5年度に見込まれる黒字が今後も続くとは限らず、将来的には厳しい状況を想定する必要があります。基金残高の確保は大事であり、基金を活用する際も堅実にやりたいところでもあります。

次に、「④収支黒字の対処」です。収支黒字が見込まれる状況では、現実的には、アとイの2つの方法が考えられます。

まず、「ア 保険料率の引下げ」ですが、約1.1億円の黒字を全て、保険料率の引下げに使い、収支均衡とする場合の試算ですが、単純計算で、1世帯平均、年額で1,200円程度の引下げとなる見込みです。

ただし、世帯員の人数や年齢構成、所得によって、保険料は



大きく変わるため、この金額は一つの目安となります。

次に、「イ 保険料率の据置き（黒字見込額を基金に積立て）」ですが、料率を据置きとし、収支黒字約 1.1 億円を基金に積立てることで、次年度以降の納付金上昇に備えて、保険料率の年度間における平準化を図ることができます。つまり、令和 6 年度以降、収支赤字が見込まれても、基金を取崩すことで、料率を引上げず、据置きを維持できることにつながるものです。

今後の基金の活用イメージについては、次の 5 ページの中ほど、「8 基金の活用試算について」をご覧ください。70 代の被保険者数が多い令和 7 年度までの基金の活用方法を図にしたものです。図の中の、横向きの棒グラフのうち、「①取崩目安額」が、各年度の基金の取崩目安額を示しています。令和 3 年度は、当初 1.9 億円を取崩すこととしていましたが、コロナの保険料減免の効果で、保険収納率が上昇し、減免額も国から全額補填があったことから、保険料収入が見込みを上回ったことなどで、基金の取崩しは行いませんでした。

令和 4 年度は、収支不足により 2.9 億円の基金取崩しの予算としており、これにより、③の年度末残高は 27.5 億円。ただし、先ほどもお話ししましたが、令和 3 年度の黒字 3 億円を令和 4 年度の収支状況を見た上で、積立てることができた場合、基金残高は 30 億円程度になる可能性があります。そして、令和 5 年度は、収支黒字のため、取崩しは不要であることから、ここでは仮に 0 円とし、残高も 27.5 億円。令和 6 年度以降の取崩額は、これまでの赤字見込み額を参考に、2 億から 4 億円程度の取崩しと仮定しますと、令和 7 年度末の基金残高は 19.5 億円から 23.5 億円の範囲の残高を確保できる試算です。また、②にありますように、年度途中の保険料収納不足への備えとして 3 億円を最低限確保したいと考えていますが、各年度の残高は、この額を超えています。

ただし、この試算は目安であり、県からの納付金額の変動などは考慮していませんので、毎年この試算を見直す必要があります。

また、その下、「9 基金及び一般会計繰入の扱いについて」ですが、1 つ目の丸「国保の基金条例の抜粋」ですが、その第

6条として、「基金は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等、国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。」と規定されております。

具体的には、本市の収支不足によって、納付金を県に納められない場合に基金を処分、つまり取崩して使うことができるというものとなります。このため、令和5年度の場合、収支黒字相当額の保険料を引下げることができますが、基金を活用して、さらに保険料を引下げることができないものとなります。

そして、その下、「一般会計からの繰入れについて」ですが、一般会計とは、国保などの特別会計以外の、福祉や教育、土木、区役所業務など、ほとんどの事業に係る、おおもとの会計のことです。

平成29年度までは、国保会計で収支不足が生じた場合、本市を含めて多くの市町村は、保険料引上げや基金繰入れ以外の選択肢として、一般会計からの独自の繰入れを行ってきましたが、平成30年度の国保制度改革により、国は一定の公費拡充を行った上で、今後は決算補填、つまり赤字補填を目的とする一般会計からの繰入れは解消する方針を示しています。

本市としても、国の方針を踏まえ、平成30年度より、決算補填目的の一般会計からの繰入れは行わない方針としました。ここまでが基金の状況や扱い方となります。

では、4ページに戻りまして、「⑤ 過去の料率改定状況」ですが、平成29年度以前は2年ごとに改定する仕組みでしたが、国保制度が変わり、平成30年度から毎年の改定となっています。直近では、平成30年度に引下げ、その後は、本協議会からの答申も踏まえ、4年連続で、基金を取崩す予算にして、据置きとしております。

最後に「⑥ 本算定時の再検討について」です。今回は11月に県から示された仮算定の納付金額を基に収支を見込みましたが、令和5年1月初旬に県から示される本算定額を受けて収支を再度見込みますが、例年、1億円以上変動するため、場合によっては、収支赤字となってしまう、審議の方向性が変わる可能性もありますので、ご承知おき下さい。

	<p>次に、5 ページ、「7 今後のスケジュール」についてです。</p> <p>1 月上旬には県より本算定結果が示されますので、1 月 12 日の第 3 回協議会において、本算定結果に基づく令和 5 年度の収支見込みをお示しし、ご審議をいただき、答申案をまとめていただく予定としています。</p> <p>なお、第 3 回で審議に時間を要し、その場で答申案がまとまらない場合は、1 月 19 日に第 4 回を開催し、答申案をまとめていただく流れとなります。</p> <p>その後、1 月下旬に会長から市長へ答申していただき、市として来年度の保険料率を決定のうえ、新年度予算案として、2 月議会定例会への提案を予定しております。</p> <p>資料 1 の説明は以上です。</p>
山 崎 会 長	<p>審議を進める前に、本日の会議録署名委員として「山田委員」を指名させていただきます。後日、事務局が作成する会議録をご確認の上、ご署名をお願いいたします。</p> <p>資料 1 の内容について、皆様からご質問をお受けしたいとおもいます。ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。</p>
藤 田 委 員	<p>3 点ほどお願いします。</p> <p>1 点目は 4 P の本算定時に例年 1 億円以上の変動があるとのことですが、今までで一番大きい変動額をお聞きしたい。</p> <p>2 点目は 2 P ③のコロナによる保険減免が効果あるとのことですが、この制度が令和 5 年度も継続するか情報があれば教えてほしい。</p> <p>3 点目は景気動向によって加入者が社保に移動したり、社保から国保に移動するなどあったと思うが、コロナの影響による加入者増減の影響があるか教えていただきたい。</p>
保 険 年 金 課 長	<p>まず 1 点目でございますが、ここ 4 年くらいの中で一番変動が大きかったのが、令和 3 年度で仮算定と本算定で約 3 億 5 千万円減少しました。これは令和 2 年度にコロナの影響を見るか見ないかで仮算定と本算定の金額がかなり変動しました。</p> <p>また前年度の令和 2 年度は仮算定と本算定で約 1 億 4 千 7</p>

	<p>百万円減少しました。昨年度の令和4年度分については、仮算定と本算定で約1億円増加しましたが、年度によって増減額はまちまちの状況です。</p> <p>続きまして2点目のコロナによる保険料減免が来年度もあるかどうかですが、厚労省が検討中とのことで継続するとも止めるとも決定はしていません。</p> <p>3点目の加入者の増減についてですが、コロナの影響による詳しい変更の要因等を把握できておりません。毎月被保険者が減少しています。これは75歳になって後期高齢者医療に保険が変わり、国保を脱退していることから毎月コンスタントに減少している状況です。今年の10月から社会保険の加入条件が緩和し、事業所規模により社会保険に切り替わった方が多かったということですが、明確な脱退理由等については把握できていません。</p>
山崎会長	<p>藤田委員よろしいでしょうか。ほかに質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、続いて、資料2の説明をお願いします。</p>
保険年金課長	<p>それでは資料2をご覧ください。</p> <p>「賦課限度額の改定について」です。まず、「1 賦課限度額とは」ですが、賦課限度額は1年間に負担する保険料の上限額となります。国が政令で額を規定し、その範囲内の額を市町村が条例で定めることになっております。</p> <p>次は「2 賦課限度額改定による影響のイメージ図」です。医療・支援・介護分を合算した例であり、縦軸が保険料額、横軸が所得額となります。所得が高くなると保険料額も高くなりますが、保険料額の上限は現在102万円となっています。この上限を高くすることで、保険料収入が増えますが、高所得層の負担は増加するものとなります。</p> <p>次は「3 改定内容」です。国は、保険料負担の公平を図る観点から、年々限度額を上げていますが、令和5年度については、75歳以上人口の増加により、後期高齢者医療の給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険料のうち、支援分、つまり</p>

後期高齢者医療への支援分の上限を2万円引き上げる改定内容を示しています。これにより、合計としては104万円となります。

賦課限度額の引上げにより高所得層により多くの負担を求めることとなりますが、仮に賦課限度額を引上げずに、保険料収入を増やすためには、保険料率の改定となり、結果的に、中間層の被保険者の負担が増加しますので、限度額の引き上げは、中間所得層に配慮したものとなります。

次のページの「4 本市の対応」ですが、本市はこれまで、国の基準に沿って、同額に上げてきました。

また、他都市の状況としては、県内30市町村の全て、また20市ある政令市では、18市が国の基準どおりの賦課限度額とし、残り2市が1年遅れで国基準どおりに合わせています。

最後に「5 賦課限度額改定による影響額・世帯」ですが、賦課限度額の引上げによる収支への影響額は、約3,000万円の増加となります。なお、今回、資料1の収支見込みには、反映済みとなっています。

また、上限を超過する世帯は、約1,400世帯の見込みです。

その下の表は、本市において賦課限度額に達する年間の世帯所得について示した表となります。後期高齢者への支援分だけの例となりますが、単身世帯の場合、現行では約636万円の所得、給与収入に換算すると約829万円で賦課限度額に到達しますが、改定後は、701万円の所得、給与収入では約896万円で到達することになります。

資料2の説明は以上です。

山崎会長

資料2の内容について、ご質問はありますか。いかがでしょうか。ご質問がないようであれば、最後に、お一人ずつのご意見の前に、全体を通して、議論を深めたい事項などは、ございませんでしょうか。

それでは全体を通してご質問が無いようですので、これまでの資料と議論を踏まえて、お一人ずつご意見を伺いたいと思います。副会長の藤田清明委員から順番にご発言をお願いいたし

藤田委員	<p>ます。</p> <p>中途半端な意見になりますが、今日の説明にあった令和5年度の国保収支見込みが1.1億円の黒字がこのままいくのであれば引き下げがいいのかなと思います。県の仮算定と1月の本算定で数字がだいぶ変わってくるということであり、1月の県の本算定の金額を見て、その時の意見を言いたいなと思います。黒字であれば引き下げ、赤字であれば今の社会状況を考えて保険料は据え置きがいいと思っています。</p> <p>賦課限度額については国が示した改定内容でいいと思います。</p>
菊地委員	<p>私の意見としては、国民健康保険料率については据え置き、1億円は下振れもするということもあり、今後、物価が上がっていくということを考えると据え置き、また仮に1億円の上げがあれば引き下げもありかなと思いますが、現状であれば据え置きがいいと思います。</p> <p>限度額については国の指針に従っていいと思います。</p>
五十嵐委員	<p>保険料率に関して、私も含めて委員の皆さんにとっては引き下げる場合の差額が年間1213円と記載ありますが、その重みを私自身あまり実感できない。引き下げということは望ましいことではしょうが、1213円がそんなに大きなものかと正直感じてしまう。だけどそうではなくて、本当に苦しんでいる方々にとっては、この1213円は本当に苦しい数字であるかもしれない。もう少し本当に苦しんでいる方々の生の声を聞いてみたいというのが正直なところです。先ほど皆さんのご意見にあったように、今後変動することを考えると、中長期・継続性から据え置きが望ましいと考えます。</p> <p>賦課限度額は国の指針に従うということによろしいと思います。</p>
井上委員	<p>経済的にはコロナが終息に向かって売上げが伸びているようですが、それに利益が伴っていない。もちろん経営者・従業員・生活者と色々な立場があると思いますが、先行き不透明だ</p>

<p>金 口 委 員</p>	<p>というのが一番の問題だとすると、今の段階では据え置きかなと思います。今のところ引き下げまでの根拠を見出せないと思います。皆さんの意見を参考にさせていただきながら意見を言いたいと思います。</p> <p>限度額については皆さんの意見と一緒にです。</p> <p>被保険者の代表として、毎回のように据え置きの意見を言ってきましたが、新型コロナの影響から収入が減少している人が多くなっていると思います。あまりにも最近の物価高がひどすぎるので、千円単位の引き下げでもありがたいと、少しでも保険料の負担が少ない方がいいと考えている人が多いと思います。それで今回は引き下げがいいのではないかと思います。</p> <p>本算定の金額を見て、その黒字額によってはやむを得ないので据え置きだと思いますが、黒字額がさらに広がれば広がった分全額とは言いませんが、1213円以上の引き下げがいいと思います。賦課限度額については例年通り、国の基準に従うことでいいと思います。</p>
<p>山 田 委 員</p>	<p>年金は上がらない、生活はどんどん苦しくなるということで本当に下げたい気持ちはありますが、今の話を聞いて1.1億円が本算定でどう動くのか、マイナス1.4億円では赤字になるわけで、やはり現状では据え置きかなと思うのですが、最終的には本算定を聞いて最終判断をしたいと思います。</p> <p>もしもこの黒字が大幅にプラス方向に動くのであれば、引き下げもあり得るかなと思っています。</p> <p>限度額については国の方針通りでいいと思います。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>被保険者の代表として、いろいろ話を伺った中で本算定額次第と考えますが、ぜひ引き下げをお願いしたいと思っています。やはり物価も高いですし、女性の社会進出ですとか経営者になってほしいとの動きがある中でも、税金など色々高い中で踏み出せない部分も多々あります。算定結果を受けてになりますが引き下げを希望します。</p> <p>賦課限度額については国の基準に沿って引き上げてよろし</p>

<p>平野委員</p>	<p>いと思います。</p> <p>個人の事業団体の代表として参加させていただきました。</p> <p>物価の値上がり、増税、年金が削られるなど色々な問題がありますが、数年前に国民健康保険の高額医療制度を使わせていただきありがたい経験もありました。</p> <p>特に個人事業者の団体としては、来年の10月から始まるインボイスが大きな打撃になると思われれます。新潟市青色申告会は1500人程度の事業者の団体ですが、去年1年間で1割以上の廃業がありました。インボイスが始まってしまうとさらに打撃がすごいことになると思います。実際、世の中を見ると、ゴートゥーとかクーポンとか華やかですが、それは一部の事業者が使われていることで、多くの個人事業者はそこに参加できない、経済活動の恩恵を受けづらいというのがあります。経済というのは平等に動かないとわかりますが、個人事業者の団体は、苦悩の中で毎日暮らしていますので、本算定で大幅な黒字であれば値下げしてほしいと思います。本当は値下げしてほしいところですが、長期的な安定財源みたいなことを考えれば、1.1億円程度の黒字であれば、私としては据え置きかなと思います。限度額は国のイメージ通りでいいと思います。</p>
<p>本間委員</p>	<p>私は農業団体の一人ですが、この会議は2回目の出席ですが色々なことを考え、将来の安定を図るという考え方から個人的には据え置きです。日本の農業は危機的な状況にあり、国が食糧基本法を変えるという中でどういう考えでどういう施策を出すか分かりませんが、先のことを考えれば据え置きかなと思わざるをえないと感じています。</p> <p>賦課限度額については国の方針通りでいいかなと思います。</p>
<p>和田委員</p>	<p>まず保険料に関して、令和4年度、今のところ1億円の黒字見込みであり、令和5年度どうするか、皆さんがおっしゃる通り、現在のコロナ、新たに防衛増税がやって来る中、一世帯あたりわずかかでしょうが下げてあげたい思いがあります。ただその一方でいよいよコロナが報道では2種から5種に引き下げ</p>



	<p>られるとささやかれており、コロナ特例措置が無くなるでしょうし、加入者のマインドとしても、保険給付費が増大するだろうと予想されます。</p> <p>何より安心感、安定感を持って国民皆保険の維持・継続のためには据え置きが妥当だと考えます。</p> <p>賦課限度額については、国の方針もありますが確実に上げた方がいい。国民健康保険は国民の助け合いであり、富裕層にそれなりの負担をお願いした方がいいと考えます。</p>
田 中 委 員	<p>4月からのマイナンバー保険証の導入による診療の変更もあると聞いていますが、大きな流れを見たときに保険料率については据え置きがよろしいと思います。</p> <p>賦課限度額については国の提示に従いたいと思います。</p>
荒 井 委 員	<p>色々なご意見が出ておりましたが、黒字が出れば下げたいと考えます。本算定の結果、どうなるか分かりませんがマイナスが出れば据え置きと考えます。</p> <p>賦課限度額に関しては、国の通りと思います。</p>
岡 田 委 員	<p>五十嵐委員がおっしゃったように、1213円の額が庶民感覚からも、一般国民の感覚からも軽減感・インパクトが無い金額かなと思いました。コロナ禍では国が何十兆円も公費を投入しており、国保の適用範囲だけで予想するのはかなり困難だと思います。国は3月でワクチンの公費負担をやめると言っていますので、その辺を考えると今回の黒字を喜んでいいのか疑問なので、私は据え置きを考えています。新潟市は全国でも介護保険の料率が高く、国保の自己負担を少し減らしてもあまり負担軽減感も感じられないので、据え置きと考えていました。</p> <p>限度額に関しては国の通りです。</p>
浦 野 委 員	<p>医療費に関しては、将来の不確定要素も今後増えることがあるので、また前年度基金を取り崩したということで、健全な運営のために据え置きを提言したいと思います。</p> <p>賦課限度額に関しては国の指針の通りです。</p>

山崎会長	<p>ありがとうございました。皆様からご意見をいただきましたが、付け加えることはございませんか。</p> <p>本算定が出ないとなかなかはっきりしたことを言えないというのが現実だと思います。</p> <p>ただいまの委員の皆様のご意見とともに、本算定の結果を見まして答申案を作成することとさせていただきます。</p> <p>次回の運営協議会で、その答申案について改めてご意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日予定されていた議題について、審議を終えましたので、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。</p>